

芦屋町下水道事業経営戦略

(令和5年度～令和14年度)

－ 芦屋町公共下水道事業 －

－ 芦屋町特定環境保全公共下水道事業 －

令和5年度

芦屋町

目 次

第1章 策定の背景.....	1
1 経営戦略策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
第2章 下水道事業の現状と課題.....	2
1 下水道事業の概要.....	2
(1) 施設.....	2
(2) 使用料.....	2
(3) 組織.....	3
2 下水道事業の現状.....	4
(1) 下水道の普及状況.....	4
(2) 水洗化の状況.....	4
(3) 使用水量の状況.....	5
3 下水道施設の状況.....	6
(1) 管渠の状況.....	6
(2) 処理場、ポンプ場の状況.....	6
(3) 資産の状況.....	7
4 経営の状況.....	10
(1) 職員数の推移.....	10
(2) 下水道使用料収入の推移.....	10
(3) 繰入金の推移.....	11
(4) 純損益の推移.....	13
(5) 企業債残高の推移.....	14
(6) 運営資金の推移.....	15
(7) 民間活力の活用状況.....	15
(8) 経営指標の状況.....	16
第3章 経営戦略の基本方針.....	25
1 経営戦略の基本方針.....	25
第4章 投資・財政計画.....	26
1 投資計画.....	26
(1) 改築更新事業.....	26
(2) 耐震対策事業.....	27
(3) 今後の投資額.....	27

2	財源確保	28
(1)	下水道使用料	28
(2)	企業債	29
(3)	一般会計等からの繰入金	29
3	投資以外の経費	30
(1)	動力費	30
4	今後検討予定の取組の概要	31
5	投資・財政計画	31
第5章	計画の点検と進捗管理	36
1	計画の進捗管理及び継続的な改善	36
2	計画の点検・進捗管理の方法	36
3	経費回収率の向上に向けたロードマップ	37

第1章 策定の背景

1 経営戦略策定の趣旨

芦屋町の下水道事業は、当初全体計画で全町公共下水道整備基本構想を掲げ、昭和48年度の事業認可取得から昭和57年3月の一部供用開始までに、本町の中心部である約165haの整備を行いました。

その後、社会情勢や周辺環境といった下水道を取りまく環境に適応すべく、平成10年度及び平成16年度に全体計画の見直しを行い、鋭意下水道整備を進めてきました。

下水道施設の整備が概成した状況である中、今後は既存施設の適正な維持管理及び機能向上を含む改築更新、広域連携等による効率的な施設計画を実施していく必要があります。

このような観点から、住民生活に欠くことのできない下水道を将来にわたって安定的に継続できるよう、平成29年3月に計画期間を平成29年度から平成38（令和8）年度までの10年間の中長期的な経営の基本計画として「芦屋町下水道事業経営戦略」を策定しました。

その後、令和4年度末の整備状況は、全体計画538haのうち約524.2haが整備完了となり概成し、行政人口は年々減少傾向を示していることから、少子高齢化等の社会情勢の動向や環境要件を踏まえた見直しが必要となってきました。

また、経営面では、人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、供用開始から約40年が経過した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要となるため、今後の経営状況はますます厳しくなることが見込まれます。

今回、平成29年3月に策定した「芦屋町下水道事業経営戦略」を上記に述べた昨今の下水道を取り巻く環境に合わせ見直すものです。

なお、本経営戦略の計画期間は、令和5年度～令和14年度までの10年間とし、期間内での進捗管理を行うとともに、PDCAサイクル（詳細は、第5章 1 計画の進捗管理及び継続的な改善参照）の視点により、随時見直しを実施します。

2 計画期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の概要

(1) 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和56年度 (41年)	地方公営企業法の 法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用) 財務規定のみ適用
処理区域内人口密度 (令和4年度末)	公共下水道 : 12,900人/512ha ≒ 25.19人/ha 特定環境保全公共下水道 : 107人/12ha ≒ 8.92人/ha		
流域下水道等への 接続の有無	無し		
処理区数	1処理区(芦屋処理区)		
処理場数	1処理場(芦屋町浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ※1	未実施		

※1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等を指す)。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

(2) 使用料

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	本町の使用料体系は、従量制(10m ³ 基本使用水量の基本使用料あり)の累進使用料制です。		
業務用使用料体系 の概要・考え方	業務用の設定なし		
その他の使用料体系 の概要・考え方	公民館用の使用料体系は、従量制(基本使用料なし、累進使用料なし)です。		
条例上の使用料 ※2 (1ヶ月20m ³ あたり) ※直近の改定年月日 平成28年5月1日	令和2年度 3,465円/月(税込み) 3,150円/月(税抜き)	実質的な使用料 ※3 (1ヶ月20m ³ あたり) ※業務用その他も含む	令和2年度 4,936円/月(税込み) 4,488円/月(税抜き)
	令和3年度 3,465円/月(税込み) 3,150円/月(税抜き)		令和3年度 4,952円/月(税込み) 4,502円/月(税抜き)
	令和4年度 3,465円/月(税込み) 3,150円/月(税抜き)		令和4年度 5,040円/月(税込み) 4,582円/月(税抜き)

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における1ヶ月20m³あたりの使用料をいう。

※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

下水道事業は地方公共団体である町が経営する公営企業です。公営の事業として企業性を発揮し、最少の経費で最良のサービスを提供すべきとされており、経営の健全化・効率化に努め、住民の理解を得る必要があります。

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足りる使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。その設定にあたっては、それぞれの使用実態に応じて、基本使用料、従量使用料、累進使用料を定めています。また、住民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものにすること、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本使用料を賦課することを行ってきました。

今後は、核家族化の進行による小口件数の増加、節水機器の普及や節水意識の向上など、実態に合った適切な使用料体系の在り方を検討する必要があります。

(3) 組織

職員数	4名（技術職員3名、事務職員1名）
事業運営組織	都市整備課 下水道係 令和5年4月1日現在、4名で構成されています。

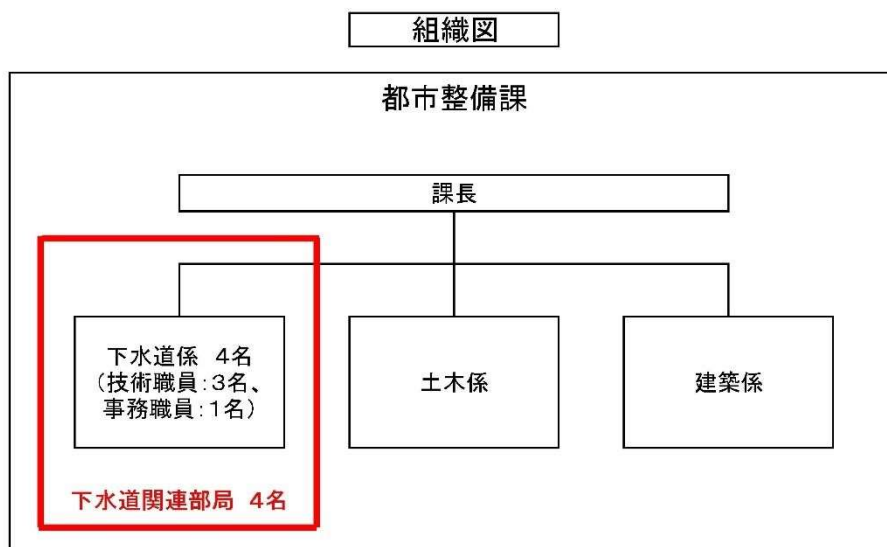


図 1 下水道関連部局の組織図

2 下水道事業の現状

(1) 下水道の普及状況

芦屋町公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業含む）は、平成19年度までに面整備は概成しており、令和4年度末の普及率は、下水道事業全体で99.9%となっています。

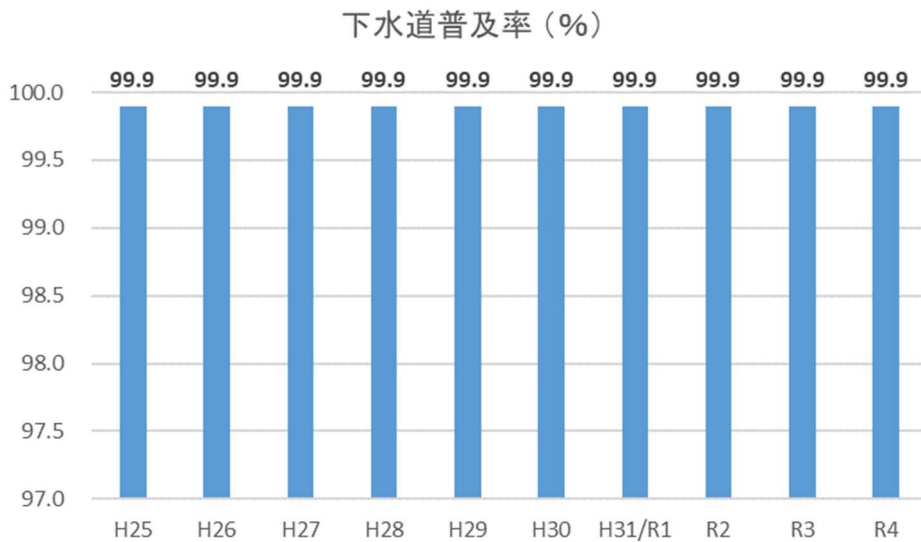


図2 下水道普及率の推移

(2) 水洗化の状況

令和4年度末の水洗化率は、下水道事業全体で99.4%となっており、年々、水洗化率は向上しています。しかしながら、行政人口の減少に伴い、水洗化人口は減少傾向であり、将来も減少することが見込まれます。

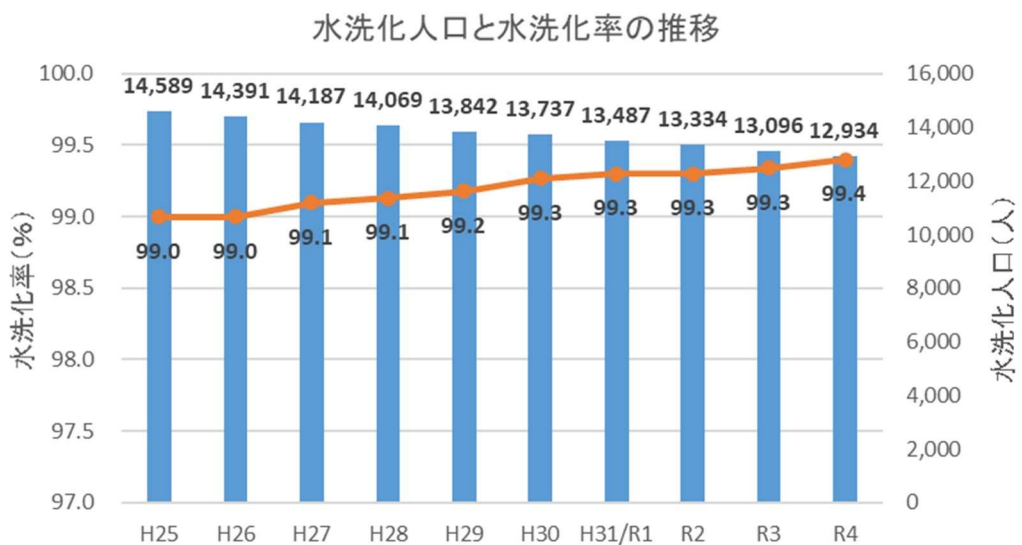


図3 水洗化人口と水洗化率の推移

(3) 使用水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移をみると、平成 25 年度で 1,545 千 m³/年でしたが、その後、減少傾向にあります。また、今後も行政人口減少により有収水量も減少すると考えられます。

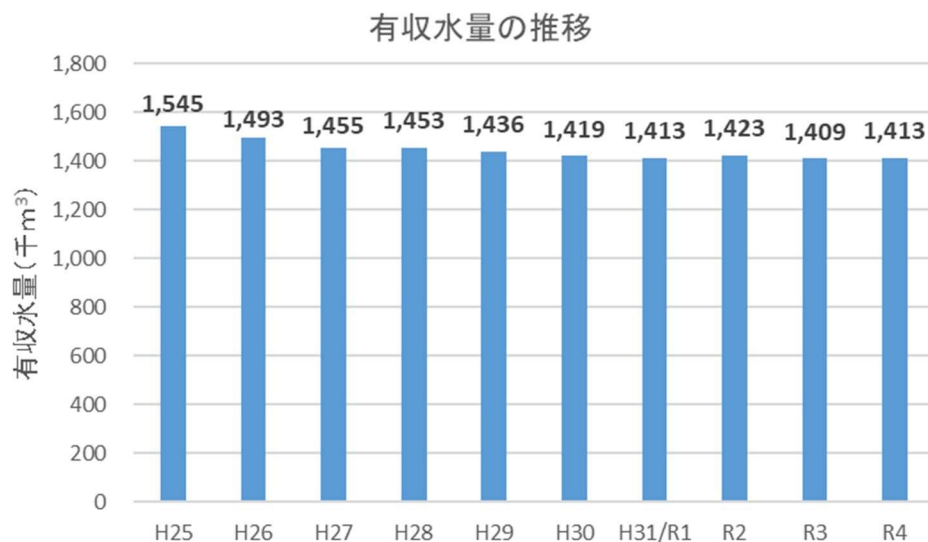


図 4 有収水量の推移

有収水量を水洗化人口と 1 年間の日数で除した、1 人 1 日当り使用水量は、平成 25 年度の 290L/人・日に対して、減少傾向でしたが、令和 2 年度から令和 4 年度に増加しています。コロナ禍における外出自粛によるものと考えられます。

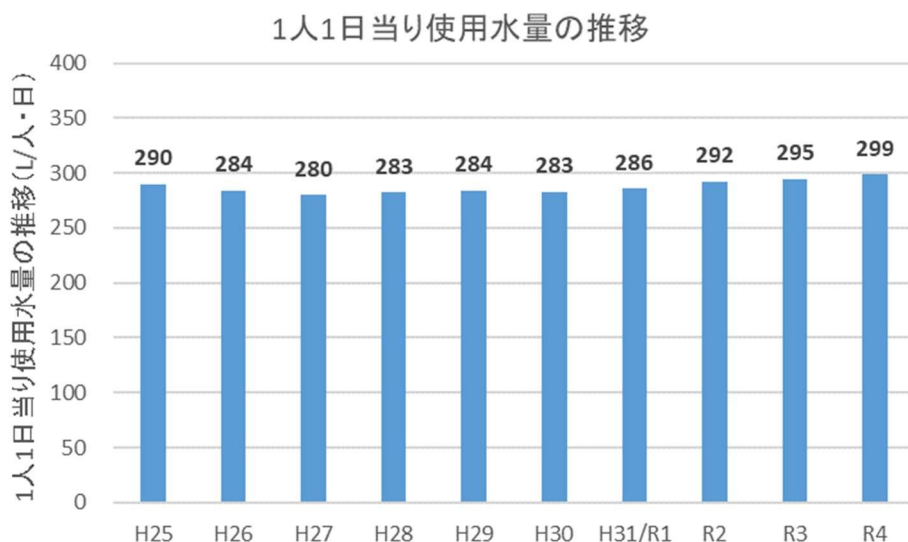


図 5 1 人 1 日当り使用水量の推移

3 下水道施設の状況

(1) 管渠の状況

令和4年度末の管渠延長は、約97.5kmとなっています。管渠の耐用年数は50年のため、整備から50年以降の令和7年度から令和28年度頃に管渠の改築更新費用（投資）が集中することが見込まれます。

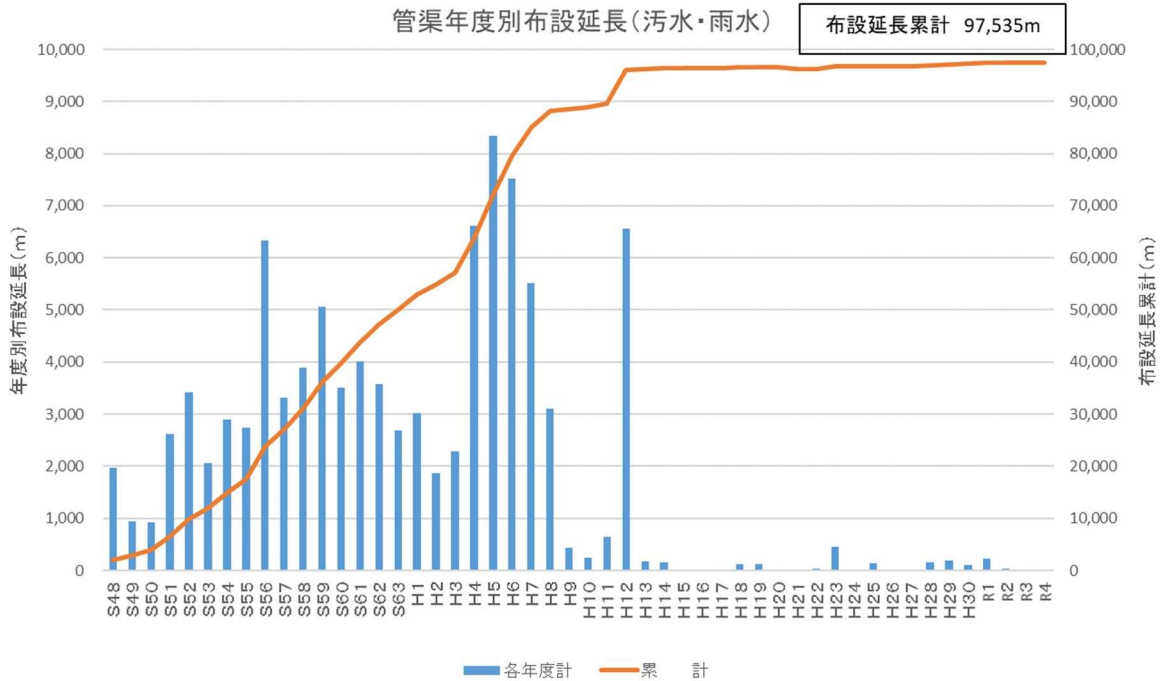


図6 管渠の年度別布設延長

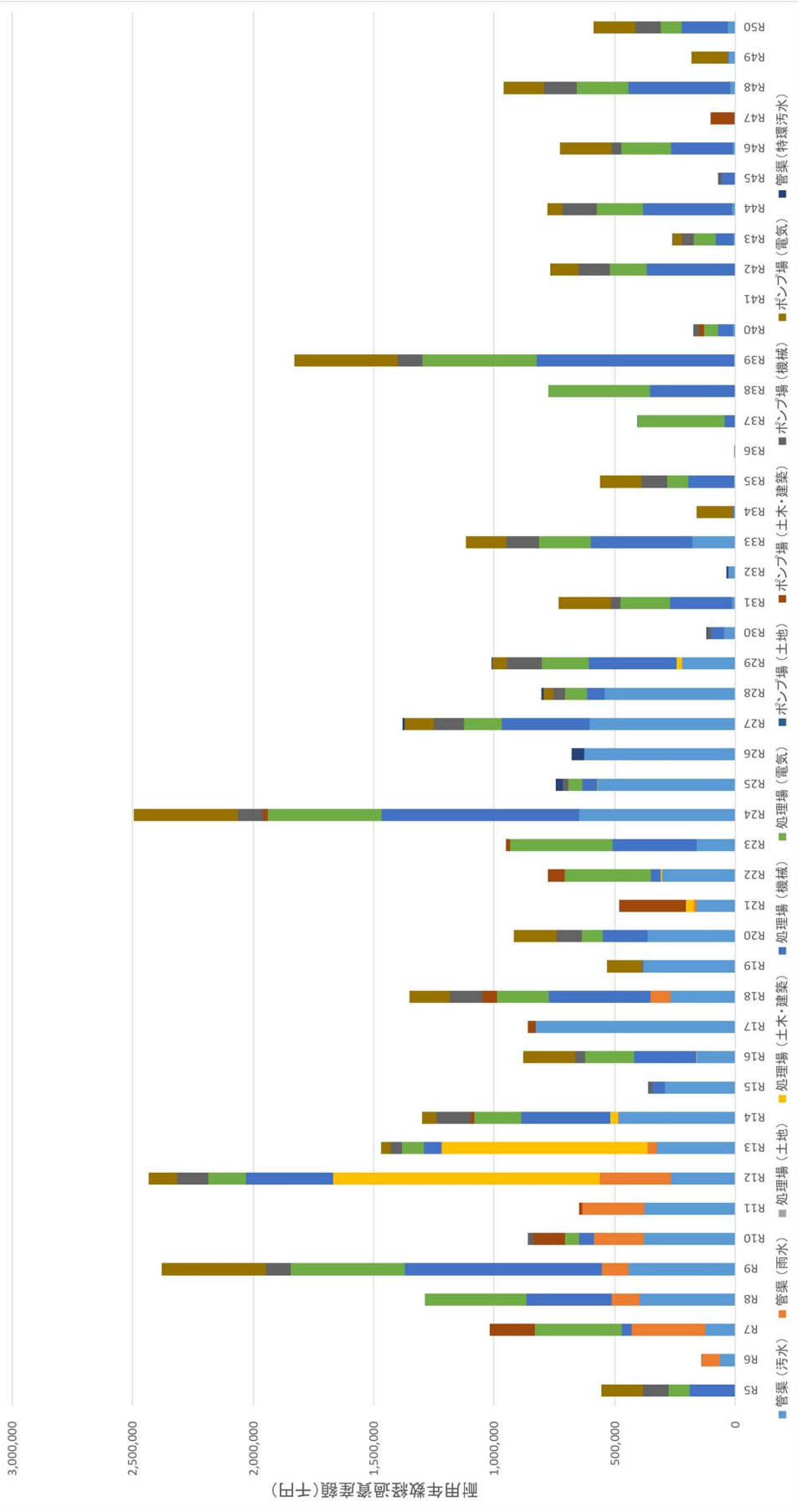
(2) 処理場、ポンプ場の状況

本町の下水道施設は前述の管渠の他、処理場1箇所、ポンプ場7箇所です。供用開始の昭和56年度から約40年が経過しています。

表1 処理場、ポンプ場の状況

施設名	運転開始年月	事業計画処理人口(人)	処理能力(日最大) ポンプ能力(時間最大)	備考
芦屋町浄化センター	昭和57年3月	13,700	6,560m ³ /日	
中ノ浜汚水中継ポンプ場	昭和57年3月	13,700	11.10m ³ /分×2台	内1台予備
汐入汚水中継ポンプ場	平成4年4月	5,010	1.10m ³ /分×3台	内1台予備
西浜町汚水中継ポンプ場	昭和61年4月	435	0.19m ³ /分×2台	内1台予備
祇園町汚水中継ポンプ場	平成元年3月	292	0.13m ³ /分×2台	内1台予備
月軒汚水中継ポンプ場	昭和57年3月	-	0.21m ³ /分×2台	内1台予備
下ノ辻汚水中継ポンプ場	昭和60年3月	87	0.04m ³ /分×2台	内1台予備
栗屋汚水中継ポンプ場	平成元年3月	76	0.03m ³ /分×2台	内1台予備

耐用年数経過資産額(見込)



※固定資産の法定耐用年数が経過した年度の帳簿価格の合計額を表示している。

図 8 耐用年数経過資産額(見込)

下水道事業の固定資産取得状況は、供用開始前の昭和 54～56 年度に処理場、ポンプ場関連の投資が集中しています。管渠施設については、昭和 50 年度～平成 8 年度にかけて整備が行われています。また、平成 13 年度からは、経年劣化した機械電気設備の改築更新を実施しています。

耐用年数が経過した資産の推移をみると、令和 9 年から 20 年間に下水道施設全体の改築更新に多額の費用が集中することが見込まれます。

4 経営の状況

(1) 職員数の推移

下水道関係の職員数は、近年4人で推移しています。

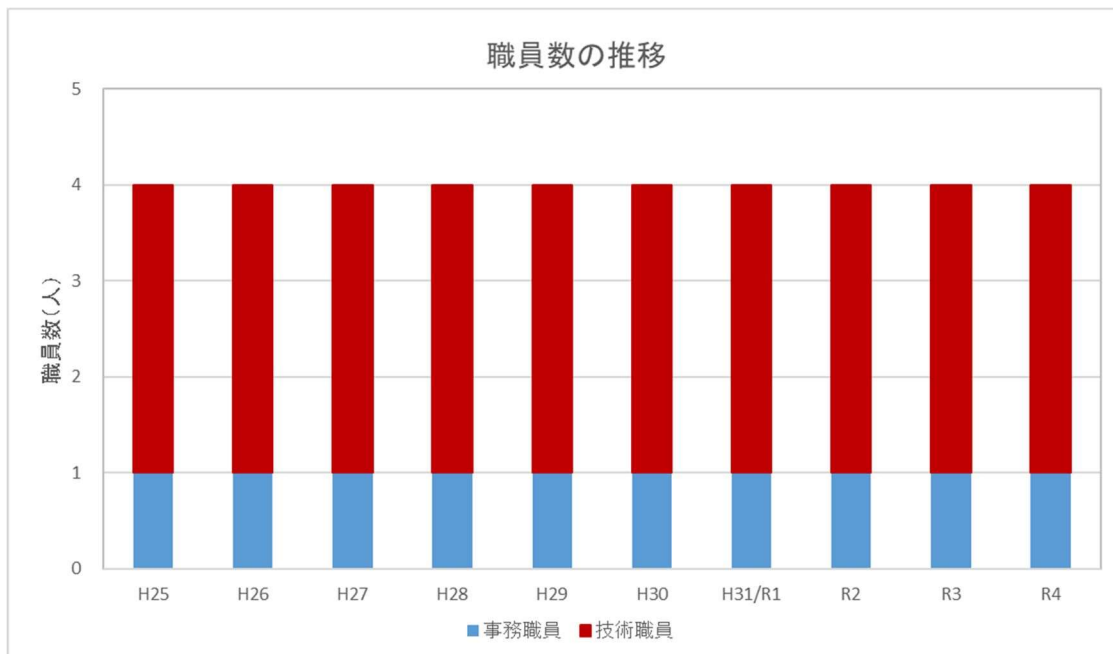


図 9 職員数の推移

(2) 下水道使用料収入の推移

下水道使用料収入は、平成27年度まで人口減少等の影響により減少傾向でしたが、使用料を改定（値上げ）した平成28年度からは横ばい傾向になっています。

近年の横ばい傾向は、使用料の改定とコロナ禍における外出自粛によるものと考えられます。

なお、使用料の改定は、下水道事業の経営安定化のため、平成28年5月1日に平均11.4%改定しています。

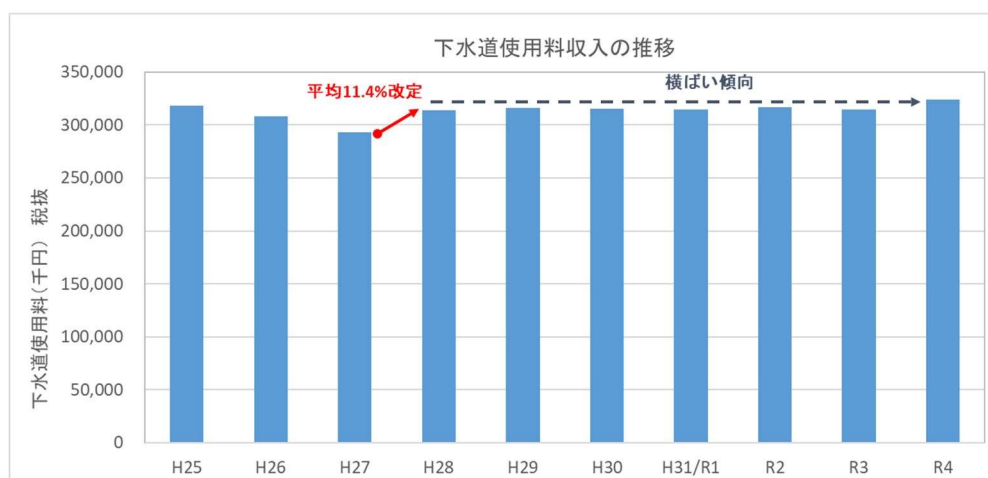


図 10 下水道使用料収入の推移

(3) 繰入金の推移

一般会計等からの繰入金は、次ページに示すとおりです。多額の繰入金を一般会計等から繰り入れている状況です。

また、3条の収益的収入他会計補助金の一部は、基準外繰入の経営補助金として一般会計から繰入を行っています。

※基準内繰入：総務省の基準に基づき下水道会計に繰り入れられる繰入金

基準外繰入：上記以外の経営補助金などの繰入金

一般会計等繰入金の推移

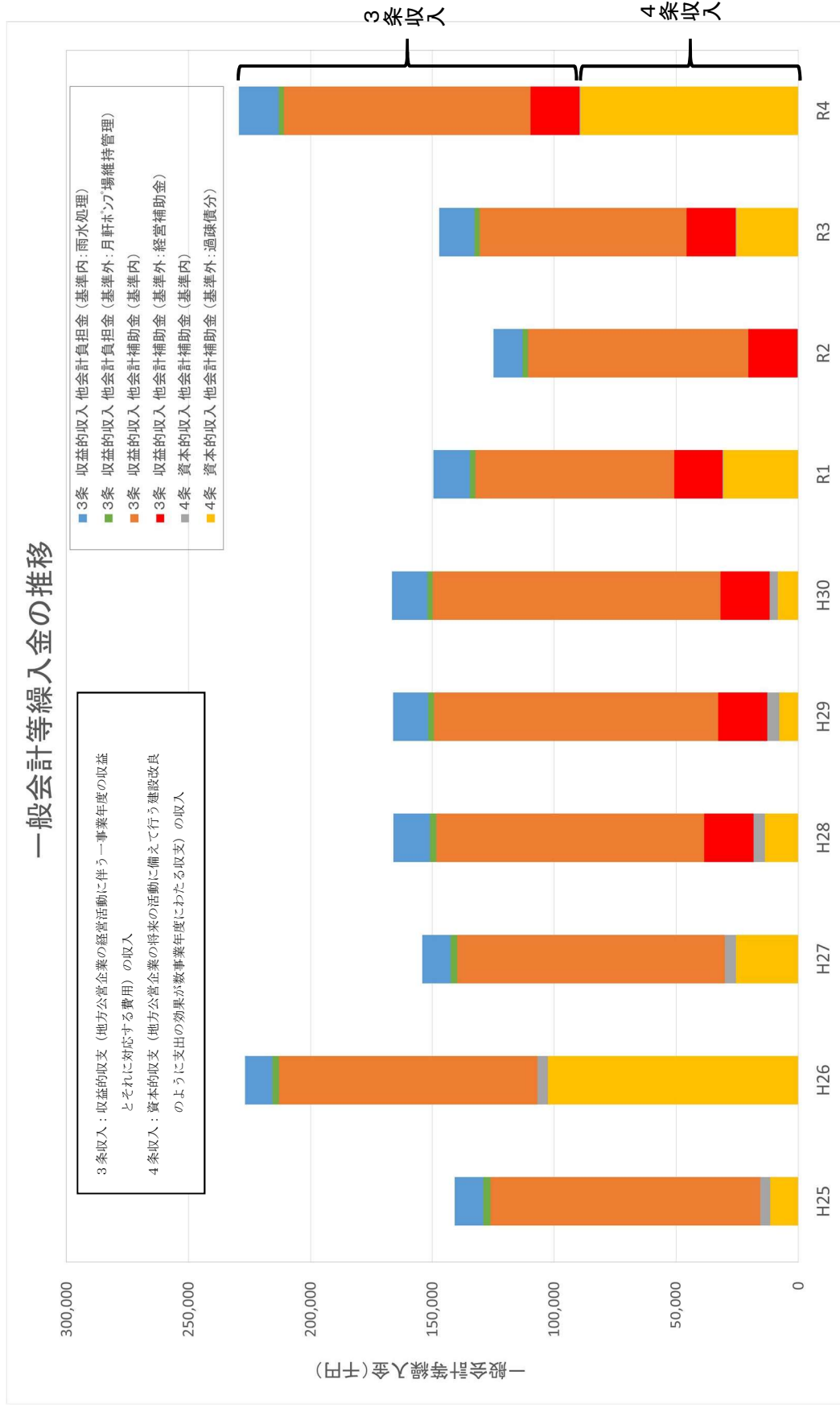


図 11 一般会計等繰入金の推移

(4) 純損益の推移

平成 28 年度の使用料改定後、経営状況が健全化し、純損益が改善しています。ただし、将来的には、有収水量の減少とともに使用料収入が減少し、厳しい経営状況が想定されます。

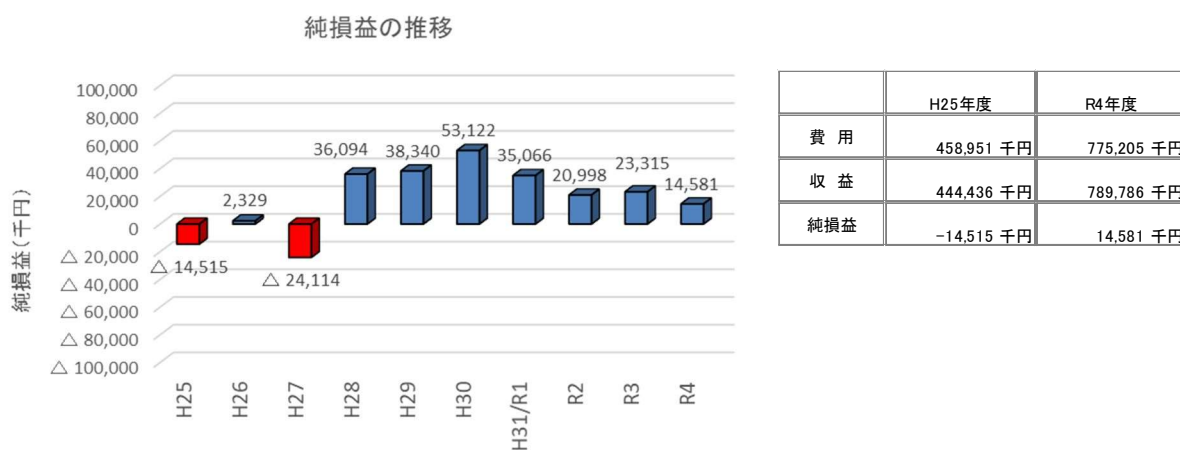


図 12 純損益の推移

(5) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成 13 年度をピークに減少していますが、今後、管路や処理場・ポンプ場施設の大規模更新の時期を迎えたときに、多大な資金が必要となります。

その資金の多くを企業債の発行により賄うことは、その償還を将来世代に負担を強いることとなります。

将来の人口減少を考慮すると、人口一人当りの企業債の償還にかかる負担が大きくなるため、今後、企業債の発行にあたっては、世代間負担の公平化を図ることや、利子を抑制するために、企業債残高が適正な水準となることに留意しなければなりません。

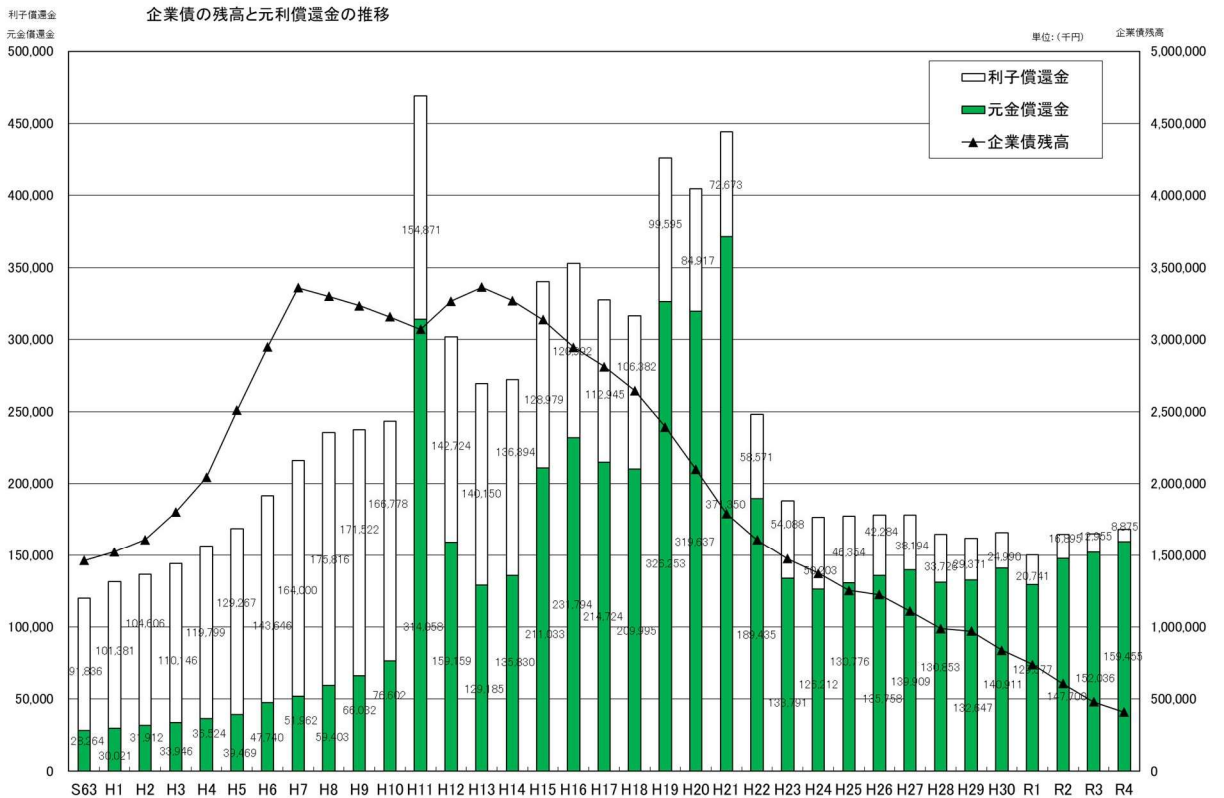


図 13 企業債残高及び元利償還金の推移

(6) 運営資金の推移

補填財源残高は、平成 28 年度の使用料改定後、増加傾向にあります。

今後、土木建築施設や管路施設の大規模更新に多額の資金が必要となりますので、建設投資にかかる資金を計画的に積み立て、確保していくことが重要です。

※補填財源：減価償却費等の現金支出を伴わない支出によって公営企業内に残る資金
建設投資の財源不足額を補填する資金

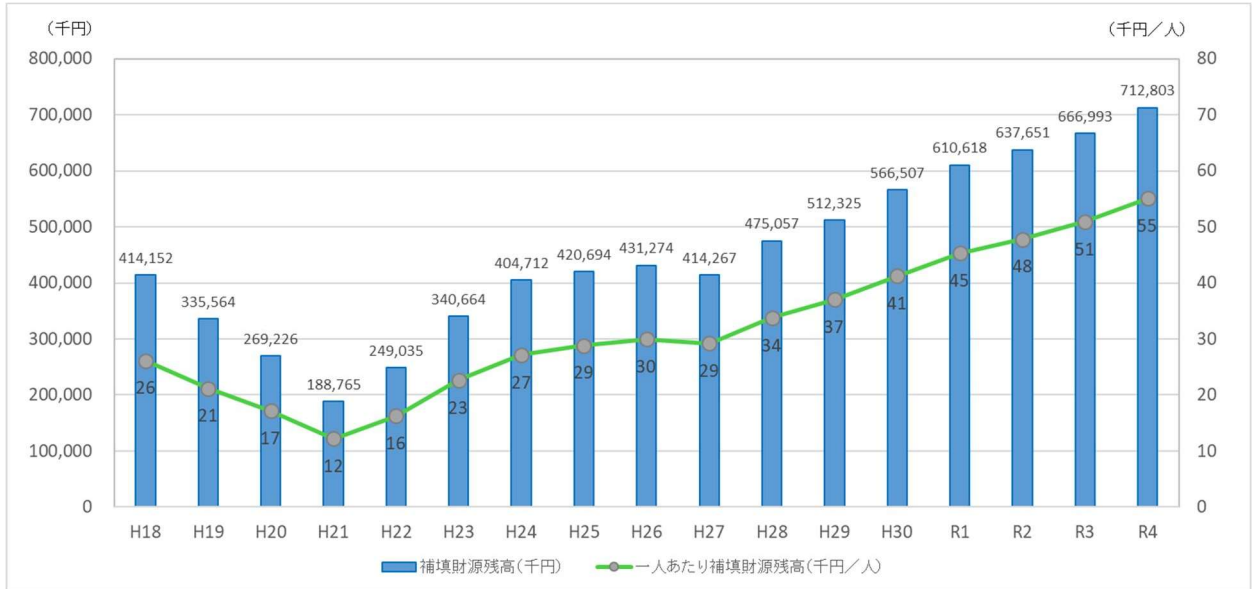


図 14 補填財源残高と一人あたり補填財源残高の推移

(7) 民間活力の活用状況

民間活用の状況	ア 民間委託	浄化センター及びポンプ場運転保守管理委託 脱水汚泥運搬委託、脱水汚泥処分委託 低圧電気設備、自家用電気工作物点検委託 計装設備点検委託、植樹管理委託 等
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP/PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用	平成 30 年度から消化ガス発電を開始
	イ 土地・施設利用	なし

(8) 経営指標の状況

経営比較分析を以下に示します。(P23~24の経営比較分析表の解説です。)

○経営健全化等の指標 ー経営の健全性ー 【公共下水道事業の現状】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2年度	R3年度	R4年度	備 考
経営の 健全性	経常収支比率 (%)	↑	106.22	103.04	103.53	101.90	
	<p>【指標】</p> <p>料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標です。(算式) 経常収益÷経常費用</p> <p>当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。</p> <p>【分析】</p> <p>近年は、経常収支比率が100%程度で推移しています。今後も、この状況を継続していくため、経営改善に向けての取組が必要です。</p> <p>【今後】</p> <p>少子高齢化の時代に入っているため、料金収入の減少が想定されます。運用の効率化や適当な時期に料金改定等を行い、健全経営を継続できるようしていくことが必要です。</p>						
	累積欠損金比率 (%)	↓	18.01	195.79	188.76	180.21	
	<p>【指標】</p> <p>事業の規模(営業収益)に比して、累積欠損金がどれくらいあるのかを示す指標です。(算式) 累積欠損金÷事業の規模</p> <p>当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。</p> <p>【分析】</p> <p>供用開始後40年以上経過しているため、現在までの欠損金の累積が大きく、類似団体と比較して10倍程度の大きい値を示しています。今後、経営改善により黒字化し、より一層の収益性の向上を図ることが求められます。しかし、現金支出を伴わない減価償却費を原因とする損失のため、資金不足に直接つながるものではありません。</p> <p>【今後】</p> <p>分析に現金支出を伴わない減価償却費を原因とする損失のため、直接資金不足につながるものではありませんが、解消していくことが必要です。</p>						

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	備 考
経営の 健全性	流動比率 (%)	↑	59.40	289.93	275.76	234.05	
	<p>【指標】</p> <p>流動資産を流動負債で除したもの。企業の短期的な支払い能力を簡易的に判断する指標です。 (算式) 流動資産÷流動負債</p> <p>当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p> <p>【分析】</p> <p>近年は、類似団体平均値より大幅に高い値となっていますので、比較的、債務に対しての支払い能力があることが分かります。</p> <p>【今後】</p> <p>収入を増やすように、運用の効率化や適当な時期に料金改定等を行い、現況と同程度になるよう努める必要があります。</p>						
	企業債残高 対事業規模比率 (%)	↓	747.84	94.17	75.26	63.15	
	<p>【用語の解説】</p> <p>事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率です。</p> <p>(算式) 企業債残高(一般会計負担分を除く) ÷ 事業の規模(雨水処理負担金を除く)</p> <p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかが重要となります。</p> <p>【分析】</p> <p>企業債残高は、過去に繰上償還を行っていることもあり、類似団体平均値より残高が少なく良好な数値を示しています。</p> <p>【今後】</p> <p>実績は、良好な値を示していますが、のちに控える改築・更新のため、できるだけ残高を減少していく必要があります。</p>						

○経営健全化等の指標 ー経営の効率性ー 【公共下水道事業の現状】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2年度	R3年度	R4年度	備 考
経営の 効率性	経費回収率 (%)	↑	90.17	100.0	100.0	100.0	
	<p>【指標】 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標です。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則です。 (算式) 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) 当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。</p> <p>【分析】 経費回収率は近年 100%を維持していますが、汚水処理原価は平均値より高い数値を示しているため、類似団体より汚水処理に係るコストが高くなっています。</p> <p>【今後】 実績は、良好な値を示していますが、汚水処理の効率化や維持管理業務の見直し等を図り、質を落とさない運用をすることが重要です。</p>						
	汚水処理原価 (円/m ³)	↓	173.17	227.56	226.84	230.67	
	<p>【指標】 汚水処理に要した経費を有収水量で除したものです。有収水量 1 m³あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。 (算式) 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量 当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、分析が求められます。</p> <p>【分析】 近年では、類似団体平均値より高い値となっています。現状では、汚水処理の効率性が他団体より低いことがわかります。</p> <p>【今後】 処理規模にもよりますが、類似団体より高い金額になっています。薬品や電気等の処理に必要なものを効率的に入手できるようにして行くことが重要です。</p>						

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	備 考
経営の 効率性	施設利用率 (%)	↑	56.43	43.88	44.10	41.21	
	<p>【指標】</p> <p>施設の処理能力に対して、実際にどれくらい稼働しているのかを見る指標です。 (算式) 晴天時一日平均処理水量÷晴天時1日平均処理能力</p> <p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p> <p>【分析】</p> <p>近年では、類似団体平均値より低い値となっています。その原因は、昭和56年度の供用開始時点での計画で処理場が建設されており、その後、人口減少等により処理場施設に余裕が生じているためです。</p> <p>【今後】</p> <p>現在は、大きな処理施設で処理をしているため、無駄が生じています。社会情勢の変化も大きいことから、改築更新時にダウンサイジング等により、適切な施設規模に見直し、無駄を省いていき健全経営につながるよう改善していく必要があります。</p>						
	水洗化率 (%)	↑	91.07	99.33	99.37	99.43	
<p>【用語の解説】</p> <p>下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の率です。 (算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口</p> <p>当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を確保するため、水洗化率向上の取組が必要です。</p> <p>【分析】</p> <p>近年では、類似団体平均値より高い値となっており、ほぼ100%を達成しています。</p> <p>【今後】</p> <p>ほぼ100%を達成しているため、今後も維持できるように住宅の建替え等の際に速やかに接続していただけるように努めていくことが重要です。</p>							

○経営健全化等の指標 ー老朽化の状況ー 【公共下水道事業の現状】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	備 考
老朽化 の状況	有形固定資産 減価償却率 (%)	↓	23.54	61.89	64.13	65.01	
	<p>【指標】</p> <p>企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標です。施設全体の老朽化の度合いがわかります。</p> <p>(算式) 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価</p> <p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。</p> <p>【分析】</p> <p>近年では、類似団体平均値より高い値となっています。本町では、供用開始から約40年が経過しており、類似団体より老朽化が進んでいることが分かります。</p> <p>【今後】</p> <p>本数値が類似団体と比べて、高いことから改築・更新の時期が近いことがわかります。ストックマネジメント計画にもとづき、財政的にも無理、無駄のないよう改築・更新事業を進めていくことが重要です。</p>						
	管渠老朽化率 (%)	↓	1.50	0.00	0.00	0.00	
<p>【指標】</p> <p>総管渠延長のうち、法定耐用年数50年以上を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標です。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを示します。</p> <p>(算式) 法定耐用年数50年以上を経過した管渠延長 ÷ 下水道維持管理延長</p> <p>【分析】</p> <p>本町では、法定耐用年数を経過した管渠が無いため、0%を示しています。</p> <p>【今後】</p> <p>ポンプ場や処理場に比べ、管渠は耐用年数が長いことから大規模な改築の必要ありませんが、裏を返せば人口減少により財政に余裕がない時期の更新になると考えられます。そのため、財政的にも無理、無駄のないストックマネジメント計画を策定し、実行していくことが必要です。</p>							

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	備 考
老朽化 の状況	管渠改善率 (%)	↑	0.15	0.52	0.42	0.42	
	<p>【指標】 1 年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したものです。1 年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標です。 (算式) 改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道維持管理延長 当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、数値が 2% の場合、すべての管路を更新するのに 50 年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、分析が必要です。</p> <p>【分析】 近年では、類似団体平均値より高い値となっています。更新ペースが遅く、少なくとも 20 年に 1 度のカメラ調査を実施し、管渠の老朽化状況を適切に把握しながら、更新や修繕を行っていきます。</p> <p>【今後】 管渠の老朽化状況を適切に把握することは、適切な時期にストックマネジメント計画を策定し、実行していくために必要です。今後も、計画的に調査を実施していくことが重要です。</p>						

○経営健全化等の指標【特定環境保全公共下水道事業の現状】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

※特定環境保全公共下水道事業は、人口規模が全体の1%以下であり、公共下水道事業との按分により数値を算定しているため、詳細な説明は省略します。経営状況は、公共下水道事業の数値で把握していきます。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	備 考
経営の 健全性	経常収支比率 (%)	↑	106.09	100.0	100.0	100.0	
	累積欠損金比率 (%)	↓	69.42	0.00	0.00	0.00	
	流動比率 (%)	↑	43.07	68.68	72.59	76.64	
	企業債残高 対事業規模比率 (%)	↓	1,163.75	94.58	68.95	32.19	
経営の 効率性	経費回収率 (%)	↑	72.60	95.82	77.48	86.93	
	汚水処理原価 (円/m ³)	↓	228.64	132.81	149.99	161.98	
	施設利用 (%)	↑	42.40	—	—	—	
	水洗化率 (%)	↑	84.34	100.00	100.00	100.00	
老朽化 の状況	有形固定資産 減価償却率 (%)	↓	22.79	46.67	48.47	50.27	
	管渠老朽化率 (%)	↓	0.01	0.00	0.00	0.00	
	管渠改善率 (%)	↑	0.10	0.00	0.00	0.00	

経営比較分析表（令和3年度決算）

※令和4年度の経営比較分析表は、決算状況調査値が未確定のため令和4年度の表を使用しています。

福岡県 芦屋町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	90.24	99.21	81.35	3,402

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,303	11.58	1,148.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
13,079	5.12	2,554.49

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

芦屋町公共下水道事業は、昭和57年に供用開始し、現在までに30年以上経過している。また、面整備は概成しており、水洗化率も高い。近年は処理場・ポンプ場の改築更新事業を主に実施している。ここ5年間は、経常収支比率が100%前後で推移しており、平成28年5月に下水道使用料金の改定を行ったため、平成28年度から良好化している。また、供用開始後30年以上経過しているため、現在までの欠損金の累積が大きく、類似団体と比較して10倍近くの大きい値を示している。企業債残高は、過去に繰上償還を行っていることもあり、残高が少なく良好な数値を示している。経費回収率は近年100%を維持しており、汚水処理原価は平均値より高い数値を示しているため、類似団体より汚水処理に係るコストが高くなっている。施設利用率は供用開始当初に整備した施設について、高度経済成長による人口増計画としていたため、利用率が低くなっている。

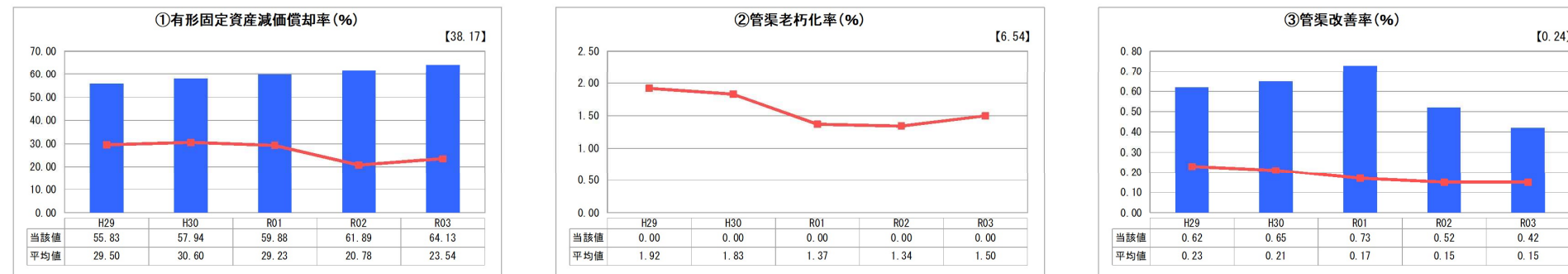
2. 老朽化の状況について

共用開始後30年以上経過し、下水道施設は概成しているため、有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して、高い値を示している。

全体総括

今後は、累積欠損金の減少、経常収支比率の向上、汚水処理コスト縮減を図り、経営改善を行うため、下水道使用料の改定及び一般会計からの繰入について、定期的に検討を行い、必要に応じて使用料改定等を実施する。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

図 15 経営比較分析表（公共下水道事業）

経営比較分析表（令和3年度決算）

※令和4年度の経営比較分析表は、決算状況調査値が未確定のため令和4年度の表を使用しています。

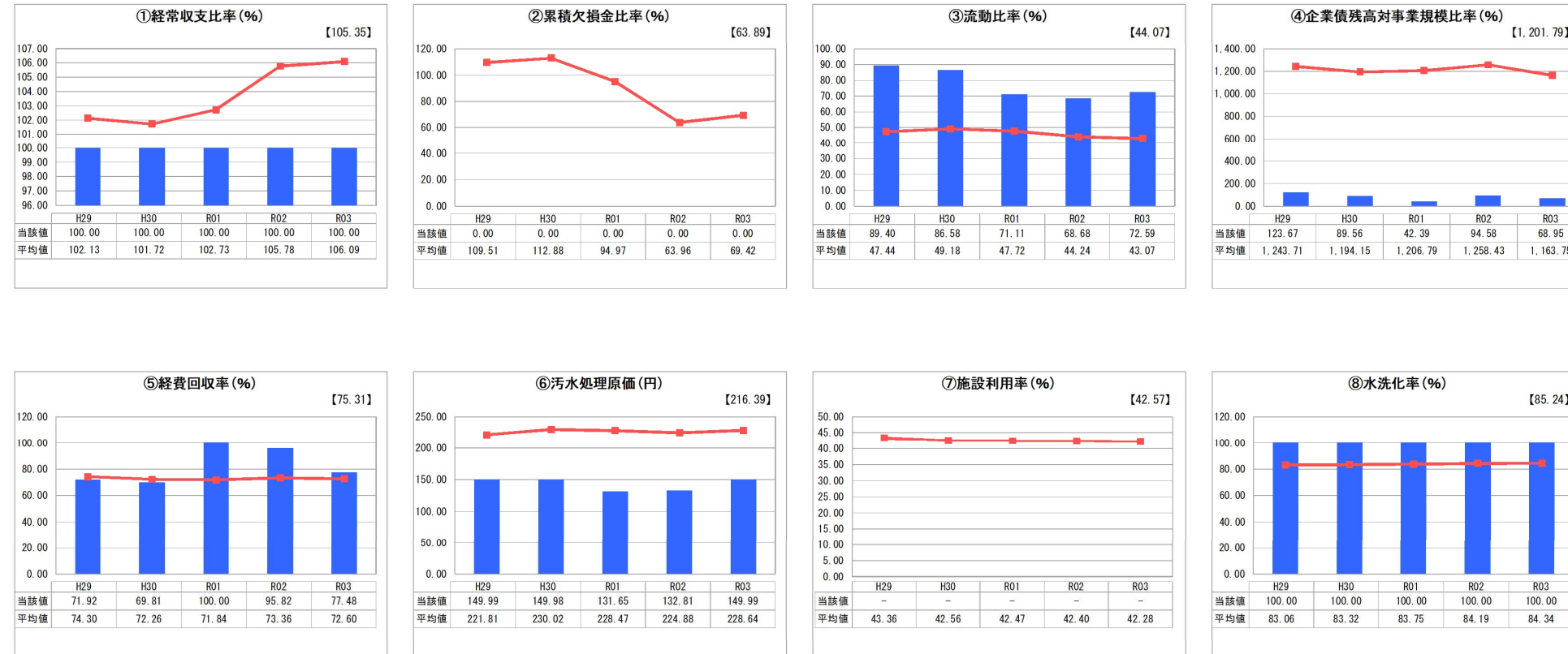
福岡県 芦屋町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	73.40	0.75	-	3,402

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,303	11.58	1,148.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
99	0.12	825.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

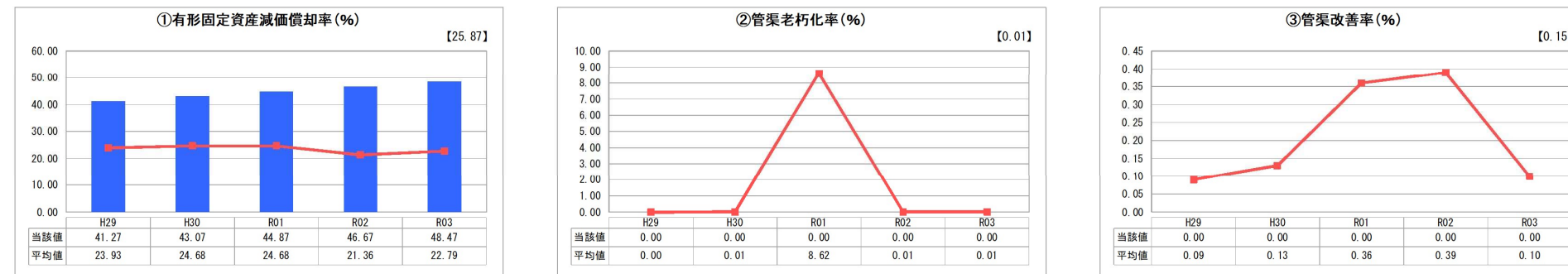
1. 経営の健全性・効率性について

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道事業へ接続しており、処理場は有していない。そのため、各種経営に関する数値は按分により算定しているところが多く、経常収支比率100%、累積欠損金比率0%となっている。
企業債残高は、類似団体と比較して低い値を示している。

2. 老朽化の状況について

特定環境保全公共下水道事業は、平成4年度から整備を開始しており、供用開始して20年以上が経過している。また、50年以上を経過した老朽化管は無く、更生工事や修繕工事も行っていない。
有形固定資産減価償却費は、管渠施設が概成しているため、類似団体と比較して高い数値を示している。

2. 老朽化の状況



全体総括

今後は、累積欠損金の減少、経常収支比率の向上、汚水処理コスト縮減を図り、経営改善を行うため、下水道使用料の改定及び一般会計からの繰入について、定期的に検討を行い、必要に応じて使用料改定等を実施する。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

図 16 経営比較分析表（特定環境保全公共下水道事業）

第3章 経営戦略の基本方針

1 経営戦略の基本方針

人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う下水道使用料金収入の減少が続くなかで、昭和50年頃から平成当初にかけて整備した多くの施設は老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化に多大な費用が必要となるなど、経営環境は厳しさが増えています。

このようななか、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、すべての町民がいつまでも安心して暮らせるよう「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

また、下水道施設の効率的な維持管理・運営を行うため、下水道事業の広域連携も見据えて、経営基盤の強化に取り組んでいきます。

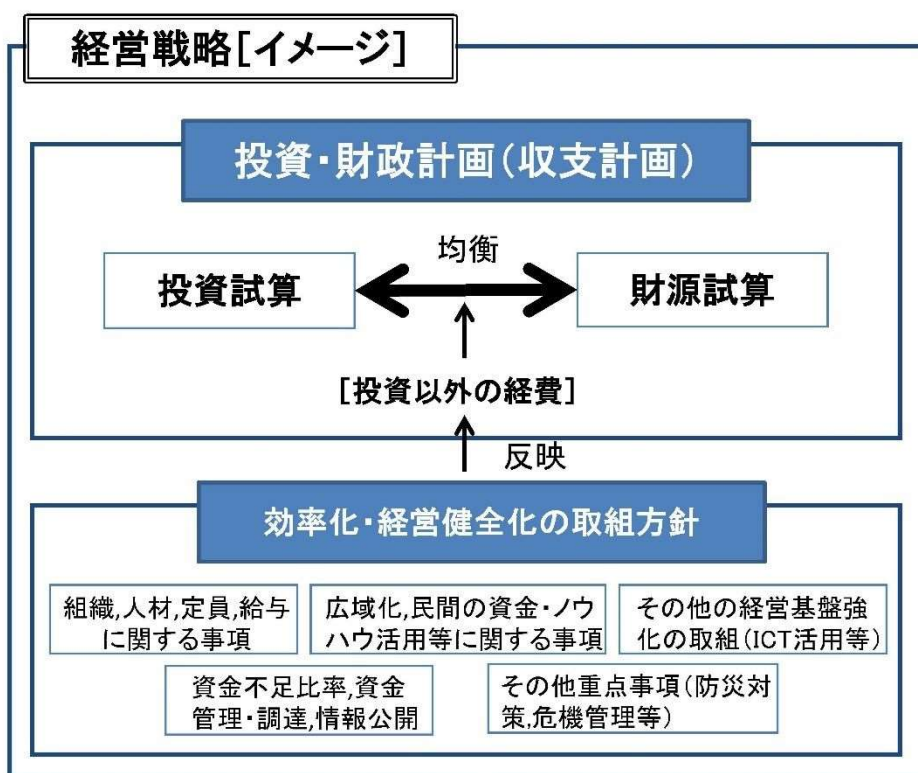


図 17 経営戦略のイメージ

第4章 投資・財政計画

1 投資計画

本町では、長期的に持続可能な事業を実施していくため、今後、改築更新事業を主として、耐震対策事業、再生可能エネルギー活用事業等に取り組みます。

(1) 改築更新事業

本町の下水道事業は、昭和57年3月に供用開始しており、施設の老朽化が進んでいます。改築更新事業は、老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、また下水道事業全体の投資額等を勘案し、各施設（処理場、ポンプ場、管渠）のストックマネジメント計画に基づき、事業の平準化を考慮して、計画的に改築・更新を実施します。

表2 ストックマネジメント計画の概要

計画名	策定年度	計画期間	備考
芦屋町下水道長寿命化計画 (芦屋処理区：第1期)	平成26年度	平成27～令和2年度 (6箇年)	
芦屋町下水道長寿命化計画 (芦屋町浄化センター、西浜町・祇園町 汚水中継ポンプ場)	平成26年度	平成27～令和2年度 (6箇年)	
芦屋町下水道長寿命化計画 (汐入・中ノ浜・月軒・下ノ辻・西浜町・粟屋 ・祇園町汚水中継ポンプ場)	平成27年度	平成28～令和4年度 (7箇年)	
芦屋町下水道ストックマネジメント計画 (基本方針)	平成28年度	—	
芦屋町下水道ストックマネジメント計画改定 (浄化センター、汚水ポンプ場、マンホールポンプ改築計画)	令和元年度 (平成31年度)	令和2～6年度 (5年間)	
芦屋町下水道ストックマネジメント計画改定 (管きよ及びマンホール(蓋含む)改築計画)	令和2年度	令和3～6年度 (4年間)	

(2) 耐震対策事業

本町の下水道施設のうち、処理場・ポンプ場施設については、平成 28 年度で耐震診断が完了していますので、各施設の優先度を設定し、順次耐震対策を実施中です。特に、維持管理等に係る人員が常駐・巡回する施設（建築構造物）を優先します。

管路施設については、今後、耐震性についての調査を実施する予定です。

なお、下水道施設の耐震対策は、下水道法及び下水道法施行令等に基づき実施します。

(3) 今後の投資額

改築更新事業及び耐震対策事業の予定を基に、算定した今後の投資額は次のとおりです。

表 3 今後の投資額の見込

項 目	10 年間の投資額 (R5-R14)
改築更新事業	3,239 百万円
その他	169 百万円
合 計	3,408 百万円

2 財源確保

芦屋町公共下水道事業の基本方針である「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを、今後、長期にわたって維持していくためには、管渠や処理場、ポンプ場の健全性を維持していくことが極めて重要です。今後、本町では老朽化対策の改築更新事業、耐震対策事業を優先して取り組んでいきますが、これらの投資事業には多額の資金が必要となります。また、広域連携による事業効率化についても、調査・検討を進めていきます。

一方で、本町の将来人口の減少や節水機器の普及により、下水道使用料の収入減が予想されます。そのため、投資試算と財源試算を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

(1) 下水道使用料

下水道の維持管理に係る費用負担のあり方については、下水道の基本的性格等も踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは公費で負担すべきものを除き私費で負担することとしています。私費負担分については、下水道法に基づいて、公共下水道管理者が条例で定めるところにより使用料として徴収することとなります。

令和4年度(令和5年度)の下水道使用料収入(税抜)は約324百万円となっています。平成28年5月に使用料を改定し平均11.4%値上げを行いましたので、収入は安定しています。しかし、今後、人口減少や節水機器の普及により下水道使用料収入は減少し、厳しい経営環境になることが予想されます。そこで、4年毎に使用料改定を検討し、令和8年度、令和12年度に使用料改定を予定しています。

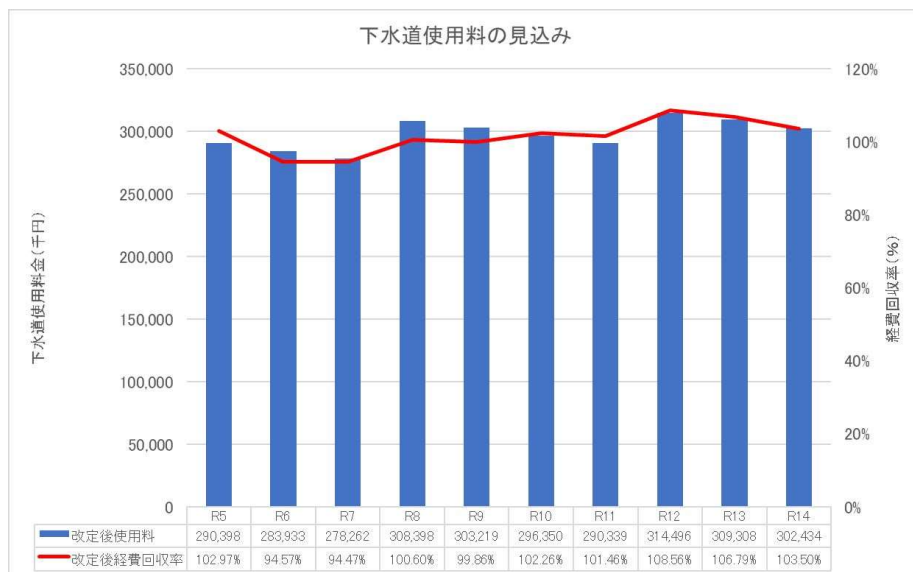


図 19 将来の下水道使用料の予測

(2) 企業債

平成27年度末の企業債残高は、約1,110百万円となっていました。年々減少し、令和4年度末には約410百万円まで減少しています。

今後は、投資額の平準化を図り、令和8年度以降は、約600百万円程度で横ばいとなる見込みであり、同程度の適正な規模の企業債残高を保つように努めます。

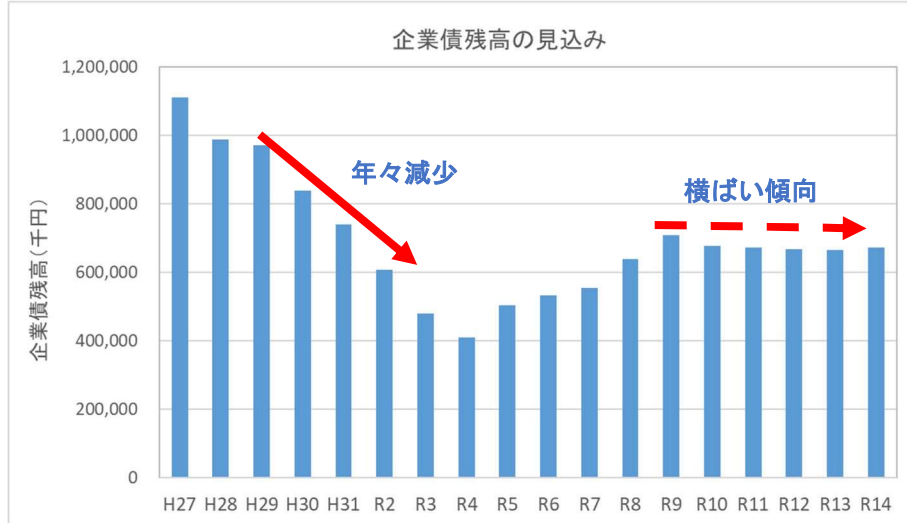


図 20 企業債残高の見込み

(3) 一般会計等からの繰入金

令和4年度の一般会計等からの繰入金は、約229百万円です。そのうち、3条収益的収入の他会計補助金20百万円は経営補助として一般会計から繰入を行っており、総務省の基準に基づかない基準外繰入です。今後は、独立採算制の基本原則に基づき、経営補助の基準外繰入金低減に努めます。

なお、資本的収入の基準外繰入金は過疎債借入分の繰入金ですので、建設に係る投資額に応じて増減します。

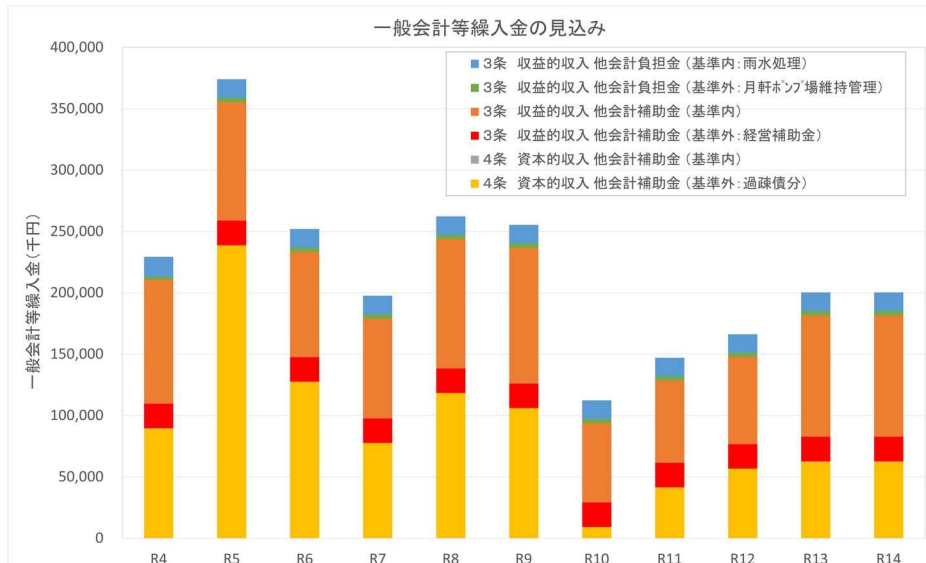


図 21 一般会計からの繰入金の見込み

3 投資以外の経費

(1) 動力費

芦屋町環境基本計画に「再生可能エネルギーの活用推進」の主な取組みとして、浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用（消化ガス発電）が示されています。そのため、平成28年度から平成29年度の2箇年工事で、芦屋町浄化センターに消化ガス発電設備（30kw）を設置し、発電電力を場内で利用中です。

消化ガス発電により電力使用量が相殺され、動力費のほとんどを占める電気代の削減につながっています。

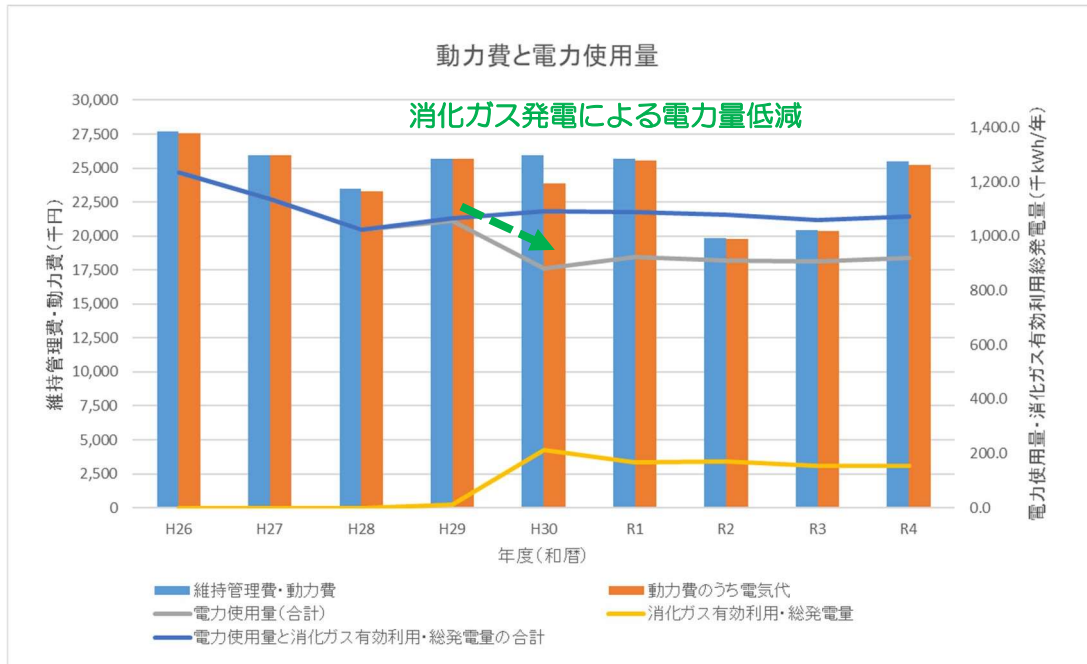


図 22 浄化センター動力費と電力使用量

4 今後検討予定の取組の概要

【今後の投資についての考え方】

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成28年度より北九州都市圏連携中枢都市圏連携協約の内容を踏まえ、公共下水道事業の効率的かつ継続的な事業運営に向けた調査を行っています。また、令和5年3月に策定された福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、引き続き広域化・共同化の検討を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づく改築更新事業について、今後の施設劣化状況を点検・調査により確認し、適宜計画を見直すなど投資平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	なし
その他の取組み	なし

5 投資・財政計画

次ページ以降に投資・財政計画を示します。

投資・財政計画(収支計画) 公共下水道事業

(単位:千円, %)

年 度		前々年度3年度 (決算)	前年度4年度 (決算)	本年度 5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	331,208	338,842	303,155	296,750	291,107	321,011	315,855	309,055	303,105	327,048	321,920	315,088	
	(1) 料金収入	314,645	320,303	288,051	281,646	276,003	305,907	300,751	293,951	288,001	311,944	306,816	299,984	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他	16,563	18,539	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	15,104	
	2. 営業外収益	352,246	384,898	363,633	359,823	359,847	388,515	393,831	347,051	339,987	344,704	366,433	367,842	
	(1) 補助金	103,772	119,357	119,007	108,098	103,652	127,679	133,129	86,951	89,296	93,396	121,408	121,408	
	他会計補助金	103,772	119,357	119,007	108,098	103,652	127,679	133,129	86,951	89,296	93,396	121,408	121,408	
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入	248,294	264,283	244,626	251,725	256,195	260,836	260,702	260,100	250,691	251,308	245,025	246,434	
	(3) その他	180	1,258											
	収入計 (C)	683,454	723,740	666,788	656,573	650,954	709,526	709,686	656,106	643,092	671,752	688,353	682,930	
	支 出	1. 営業費用	643,847	696,636	647,126	674,640	672,853	688,801	684,169	667,596	652,937	656,328	649,066	651,330
		(1) 職員給与	13,753	13,938	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530
		基本給与	7,864	8,293	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027
退職給付														
その他		5,889	5,645	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	4,503	
(2) 経費		199,351	263,034	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	199,312	
動力費		20,095	25,044	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	
修繕費		48,392	49,651	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	43,214	
材料費		1,247	2,493	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	
その他		129,617	185,846	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	130,693	
(3) 減価償却費		430,743	419,664	435,284	462,798	461,011	476,959	472,327	455,754	441,095	444,486	437,224	439,488	
2. 営業外費用		16,292	13,856	7,188	5,047	5,621	6,332	7,791	8,943	8,536	8,403	8,318	8,338	
(1) 支払利息		12,998	8,896	7,188	5,047	5,621	6,332	7,791	8,943	8,536	8,403	8,318	8,338	
(2) その他		3,294	4,960											
支出計 (D)	660,139	710,492	654,314	679,687	678,474	695,133	691,960	676,539	661,473	664,731	657,384	659,668		
経常損益 (C)-(D) (E)	23,315	13,248	12,474	△ 23,114	△ 27,520	14,393	17,726	△ 20,433	△ 18,381	7,021	30,969	23,262		
特別利益 (F)		59,873												
特別損失 (G)		58,540												
特別損益 (F)-(G) (H)	0	1,333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	23,315	14,581	12,474	△ 23,114	△ 27,520	14,393	17,726	△ 20,433	△ 18,381	7,021	30,969	23,262		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 625,198	△ 610,617	△ 598,143	△ 621,257	△ 648,777	△ 634,384	△ 616,658	△ 637,091	△ 655,472	△ 648,451	△ 617,482	△ 594,220		
流動資産 (J)	757,371	691,241	730,625	790,909	898,211	1,071,509	1,250,534	1,373,513	1,485,649	1,610,680	1,756,222	1,906,716		
うち未収金	27,317	29,824	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335		
流動負債 (K)	274,645	156,677	159,094	117,208	94,382	97,430	99,266	107,053	122,272	124,744	112,940	107,663		
うち建設改良費分	187,182	142,486	98,523	56,637	33,811	36,859	38,695	46,482	61,701	64,173	52,369	47,092		
うち一時借入金														
うち未払金	84,932	14,191	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571	60,571		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 189	△ 180	△ 197	△ 209	△ 223	△ 198	△ 195	△ 206	△ 216	△ 198	△ 192	△ 189		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	331,208	338,842	303,155	296,750	291,107	321,011	315,855	309,055	303,105	327,048	321,920	315,088		
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 (P)	331,208	338,842	303,155	296,750	291,107	321,011	315,855	309,055	303,105	327,048	321,920	315,088		
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

投資・財政計画(収支計画) 特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円, %)

年 度		前々年度3年度 (決算)	前年度4年度 (決算)	本年度 5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,625	3,473	2,347	2,287	2,259	2,492	2,468	2,399	2,338	2,553	2,491	2,450
	(1) 料 金 収 入	2,625	3,473	2,347	2,287	2,259	2,492	2,468	2,399	2,338	2,553	2,491	2,450
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他												
	2. 営 業 外 収 益	2,437	2,876	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932
	(1) 補 助 金	1,673	2,112	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
	他 会 計 補 助 金	1,673	2,112	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
	そ の 他 補 助 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	764	764	764	764	764	764	764	764	764	764	764	764
	(3) そ の 他												
	収 入 計 (C)	5,062	6,349	4,279	4,219	4,191	4,424	4,400	4,331	4,270	4,485	4,423	4,382
	1. 営 業 費 用	4,832	6,194	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616
	(1) 職 員 給 与 費	0	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 本 給 与 費	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退 職 給 付 費													
そ の 他		53											
(2) 経 費	2,668	3,977	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	
動 力 費	327	446	364	364	364	364	364	364	364	364	364	364	
修 繕 費	532	1,222	368	368	368	368	368	368	368	368	368	368	
材 料 費	12	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
そ の 他	1,797	2,293	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	
(3) 減 価 償 却 費	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164	
2. 営 業 外 費 用	230	155	88	26	8	0	0	0	0	0	0	0	
(1) 支 払 利 息	230	155	88	26	8	0	0	0	0	0	0	0	
(2) そ の 他													
支 出 計 (D)	5,062	6,349	4,704	4,642	4,624	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	△ 425	△ 423	△ 433	△ 192	△ 216	△ 285	△ 346	△ 131	△ 193	△ 234	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	△ 425	△ 423	△ 433	△ 192	△ 216	△ 285	△ 346	△ 131	△ 193	△ 234	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 425	△ 849	△ 1,282	△ 1,475	△ 1,691	△ 1,976	△ 2,323	△ 2,454	△ 2,648	△ 2,882	
流 動 資 産 (J)	12,315	11,256	11,898	12,223	12,843	14,051	15,234	16,349	17,403	18,671	19,878	21,043	
う ち 未 収 金	444	486	543	543	543	543	543	543	543	543	543	543	
流 動 負 債 (K)	16,964	2,028	1,638	1,332	986	986	986	986	986	986	986	986	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,730	1,797	652	346									
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	15,234	231	986	986	986	986	986	986	986	986	986	986	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	△ 18	△ 37	△ 57	△ 59	△ 69	△ 82	△ 99	△ 96	△ 106	△ 118	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,625	3,473	2,347	2,287	2,259	2,492	2,468	2,399	2,338	2,553	2,491	2,450	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	2,625	3,473	2,347	2,287	2,259	2,492	2,468	2,399	2,338	2,553	2,491	2,450	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)													

投資・財政計画(収支計画) 公共下水道事業

(単位:千円)

年 度		前々年度3年度	前年度4年度	本年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
区 分		(決 算)	(決 算)	5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
資本的収入	1. 企業債	50,200	89,200	238,900	127,500	77,600	118,300	105,900	9,100	41,500	56,600	62,600	62,600
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	37,536	89,571	238,700	127,500	77,600	118,300	105,900	9,100	41,500	56,600	62,600	62,600
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	49,996	155,522	371,640	291,955	177,750	270,300	251,840	19,760	83,898	116,361	131,347	131,347
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	137,732	334,293	849,240	546,955	332,950	506,900	463,640	37,960	166,898	229,561	256,547	256,547
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	137,732	334,293	849,240	546,955	332,950	506,900	463,640	37,960	166,898	229,561	256,547	256,547
	資本的支出	1. 建設改良費	129,930	351,953	895,778	576,107	346,307	530,307	477,107	51,507	180,303	243,028	270,000
うち職員給与費		13,111	14,590	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307	13,307
2. 企業債償還金		187,241	157,725	144,284	98,523	56,637	33,811	36,859	38,695	46,482	61,701	64,173	52,369
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	317,171	509,678	1,040,062	674,630	402,944	564,118	513,966	90,202	226,785	304,729	334,173	322,369	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	179,439	175,385	190,822	127,675	69,994	57,218	50,326	52,242	59,887	75,168	77,626	65,822	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	175,847	175,385	190,822	127,675	69,994	57,218	50,326	52,242	59,887	75,168	77,626	65,822
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	3,592											
計 (F)	179,439	175,385	190,822	127,675	69,994	57,218	50,326	52,242	59,887	75,168	77,626	65,822	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	475,929	407,404	502,020	530,997	551,960	636,449	705,490	675,895	670,913	665,812	664,239	674,470	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
区 分		(決 算)	(決 算)	5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
収益的収支分		118,095	137,856	134,111	123,202	118,756	142,783	148,233	102,055	104,400	108,500	136,512	136,512
	うち基準内繰入金	101,193	117,856	114,111	103,202	98,756	122,783	128,233	82,055	84,400	88,500	116,512	116,512
	うち基準外繰入金	16,902	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
資本的収支分		37,536	89,571	238,700	127,500	77,600	118,300	105,900	9,100	41,500	56,600	62,600	62,600
	うち基準内繰入金	355	371										
	うち基準外繰入金	37,181	89,200	238,700	127,500	77,600	118,300	105,900	9,100	41,500	56,600	62,600	62,600
合 計		155,631	227,427	372,811	250,702	196,356	261,083	254,133	111,155	145,900	165,100	199,112	199,112

投資・財政計画(収支計画) 特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円)

年 度		前々年度3年度	前年度4年度	本年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
区 分		(決 算)	(決 算)	5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他												
計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費												
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	1,976	1,730	1,797	652	346	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	1,976	1,730	1,797	652	346	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,976	1,730	1,797	652	346	0	0	0	0	0	0	0	0
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,976	1,730	1,797	652	346							
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他												
計 (F)	1,976	1,730	1,797	652	346	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	4,525	2,795	998	346	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
区 分		(決 算)	(決 算)	5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
収益的収支分		1,673	1,754	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
	うち基準内繰入金	979	1,754	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
	うち基準外繰入金	694											
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,673	1,754	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168

第5章 計画の点検と進捗管理

1 計画の進捗管理及び継続的な改善

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、3～5年毎に見直しを行います。この場合は、「投資・財政計画」との実績の剥離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取組等についても検証し、必要な見直しを行っていきます。

また、計画策定後において新たな経営健全化や財源確保に係る取組が具体化した場合においては、その内容を計画に追加します。

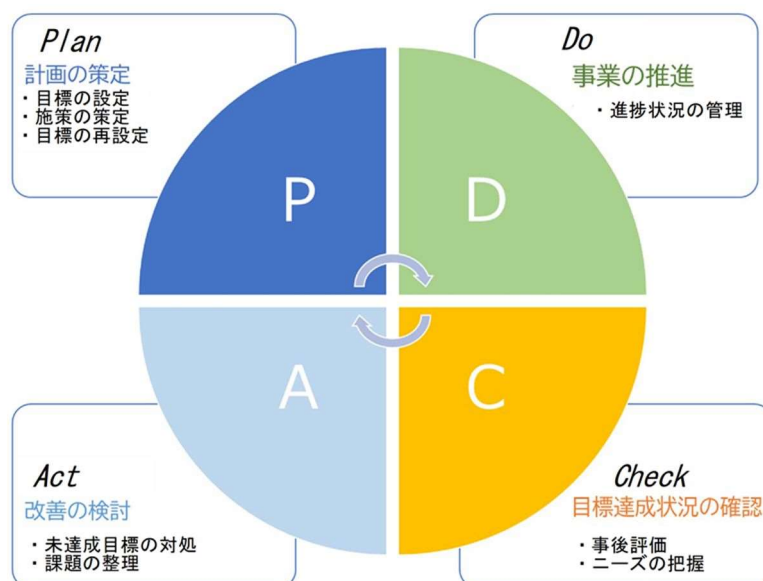
経営健全化等の指標では、10年後、経常収支比率や経費回収率が100%を上回る予定であるため、下水道事業の経営は良好な状態を維持できる見込みです。しかし、残る課題として、以下の点があげられます。

- ① 施設の老朽化による修繕費等の維持管理費や改築更新費の増加
- ② 有収水量減少による汚水処理原価の増加
- ③ 下水道使用料値上げによる利用者負担の増加

これらの課題を解決するために、下水道事業の効率化を目指して、適切な資産管理によるストックマネジメント計画策定や改築更新事業への投資の平準化、下水道施設の処理方式変更やダウンサイジング、広域連携への取組をより一層推進していきます。

2 計画の点検・進捗管理の方法

経営戦略で定めた投資財政計画は、3～5年後に実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略に反映させるために必要な見直しを行います。また、国庫補助金の交付要件など経営の根幹に関わる変化があった場合等は、3～5年後の見直しスケジュールにとらわれずに経営戦略の見直しを行います。



3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

(1) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

適切な業務運営を行うため、国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」を踏まえ、経費回収率の向上に向けた業務目標を示します。

- ① 実施時期：令和 5 年度～令和 14 年度の 10 年間
- ② 業務目標：将来の使用料収入確保に必要な投資を実行しながら、経費回収率 100% を維持し、一般会計からの繰入を適正化するため、次の取組を強化します。
 - ✓ 固定経費の削減に取組、さらなる汚水処理原価の抑制に努めます。
 - ✓ 適切な時期に使用料水準の見直しを行い、事業運営のための財源確保を確保します。

表 4 経費回収率向上に向けたロードマップ

項 目	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
経費回収率（計画値）	103%	95%	94%	101%	100%	102%	101%	109%	107%	103%
各種見直しスケジュール	経営戦略 改定			必要に応じて 使用料金水準 の見直し	経営戦略 改定			必要に応じて 使用料金水準 の見直し	経営戦略 改定	

(2) 進捗管理と経営指標

経常収支比率が今後も 100%を超える安定した持続可能な事業運営に努めるとともに、本計画の取組を確実に実行するため、今後 3～5 年のサイクルで見直しを行います。

(3) 下水道使用料について

令和 7 年度に下水道使用料のあり方を検討し、令和 8 年度に下水道使用料の改定を予定します。ただし、必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は、使用者に十分な説明と理解を得ることが必要と考えます。

○経営健全化等の指標 ー経営の健全性ー 【公共下水道事業の見込み】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望まし い 方向	類似団体 平均値(R3)	R4年度 決 算	R9年度 見 込	R14年度 見 込	備 考
経営の 健全性	経常収支比率 (%)	↑	106.22	101.90	102.56	103.53	
	R4年度決算値では、100%を超えています。類似団体平均値より低い値となっています。今後も経営努力により100%以上の健全な値を維持できる見込みです。						
	累積欠損金比率 (%)	↓	18.01	180.21	212.31	205.71	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より大幅に高い値となっていますので、今後、経営改善により黒字化し、より一層の収益性の向上を図ることが求められます。しかし、現金支出を伴わない減価償却費を原因とする損失のため、資金不足に直接つながるものではありません。						
	流動比率 (%)	↑	59.40	234.05	1,259.78	1,771.00	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より大幅に高い値となっていますので、比較的、債務に対しての支払い能力があることが分かります。今後も、債務が減少し、現金等が増加する見込みのため、健全な値を維持できる見込みです。						
企業債残高 対事業規模比率 (%)	↓	747.84	63.15	114.14	109.06		
R4年度決算値では、類似団体平均値より大幅に低い値となっていますので、企業債残高は少ない状況です。今後もこの水準を維持していくように経営努力を行います。							

○経営健全化等の指標 ー経営の効率性ー 【公共下水道事業の見込み】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R4年度 決 算	R9年度 見 込	R14年度 見 込	備 考
経営の 効率性	経費回収率 (%)	↑	90.17	100.0	104.68	108.87	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より高い値となっています。今後も適正な使用料収入の確保などにより、100%以上となる見込みです。						
	汚水処理原価 (円/m ³)	↓	173.17	230.67	207.13	198.66	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より高い値となっています。今後、更に効率的な汚水処理を実施することが必要です。						
	施設利用率 (%)	↑	56.43	41.21	39.35	33.83	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より低い値となっています。その原因は、昭和56年度の供用開始時点での計画で処理場が建設されており、その後、人口減少等により処理場施設に余裕が生じている状況です。今後も、人口減に伴い、施設利用率が減少する見込みですので、処理場改築更新時期には、現況に合わせた適正な規模に見直しを行います。						
水洗化率 (%)	↑	91.07	99.43	100.00	100.00		
R4年度決算値では、類似団体平均値より高い値となっており、ほぼ100%を達成しています。							

○経営健全化等の指標 ー老朽化の状況ー 【公共下水道事業の見込み】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R4年度 決 算	R9年度 見 込	R14年度 見 込	備 考
老朽化 の状況	有形固定資産 減価償却率 (%)	↓	23.54	65.01	69.24	75.90	
	R4年度決算値では、類似団体平均値より高い値となっています。本町では、供用開始から約40年が経過しており、類似団体より老朽化が進んでいることが分かります。今後も、施設の適切な維持管理や、適切な時期での改築更新に努めます。						
	管渠老朽化率 (%)	↓	1.50	0.00	14.77	38.51	
	本町では、法定耐用年数を経過した管渠が無いいため、0%を示しています。今後は、法定耐用年数を超過した管渠が増えてくるため、計画的な改築更新に努めます。						
	管渠改善率 (%)	↑	0.15	0.42	0.42	0.42	
R4年度決算値では、類似団体平均値より高い値となっています。今後は、経過年数と共に管渠の老朽化が進むことが予測されるため、改善延長を増加させていく必要があります。							

○経営健全化等の指標【特定環境保全公共下水道事業の見込み】

※類似団体平均は、R4年度値が未公表のためR3年度値を使用しています。

※特定環境保全公共下水道事業は、人口規模が全体の1%以下であり、公共下水道事業との按分により数値を算定しているため、詳細な説明は省略します。経営状況は、公共下水道事業の数値で把握していきます。

視 点	項 目	望ましい 方向	類似団体 平均値(R3)	R4年度 決 算	R9年度 見 込	R14年度 見 込	備 考
経営の 健全性	経常収支比率 (%)	↑	106.09	100.00	95.31	94.92	
	累積欠損金比率 (%)	↓	69.42	0.00	68.52	117.63	
	流動比率 (%)	↑	43.07	76.64	1,545.03	2,134.18	
	企業債残高 対事業規模比率 (%)	↓	1,163.75	32.19	0.00	0.00	
経営の 効率性	経費回収率 (%)	↑	72.60	86.93	71.57	71.05	
	汚水処理原価 (円/m ³)	↓	228.64	161.98	118.84	118.84	
	施設利用 (%)	↑	42.40	—	—	—	
	水洗化率 (%)	↑	84.34	100.00	100.00	100.00	
老朽化 の状況	有形固定資産 減価償却率 (%)	↓	22.79	50.27	59.27	68.27	
	管渠老朽化率 (%)	↓	0.01	0.00	0.00	0.00	
	管渠改善率 (%)	↑	0.10	0.00	0.00	0.00	

【用語説明】

用語	説明
あ行	
維持管理費	<p>日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場の電気代等の動力費、処理場、ポンプ場、管渠等の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。</p>
汚水処理原価	<p>汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m³あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。</p> <p>(算式) 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量</p>
か行	
管渠改善率	<p>1年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したものの。1年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標。</p> <p>(算式) 改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道維持管理延長</p>
管渠老朽化率	<p>総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを示す。</p> <p>(算式) 法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道維持管理延長</p>
企業債	<p>地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。</p>
企業債残高 対事業規模比率	<p>事業規模に比して企業債残高(一般会計負担分を除く)がどれくらいあるのかを見る比率。</p> <p>(算式) 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷事業の規模(雨水処理負担金を除く)</p>
企業会計(方式)	<p>現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の事実に基づいて経理し(発生主義)、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。</p>
基準外繰入金	<p>一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。</p>
基準内繰入金	<p>一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。</p>
繰入金(繰出金)	<p>一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(町民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。</p>
経常収支比率	<p>料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標。</p> <p>(算式) 経常収益÷経常費用</p>

経費回収率	<p>汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。 汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)</p>
経費充足率	<p>平成18年度の繰入基準から「分流式下水道等に要する経費」が新たに設けられたが、当該繰入れは、不採算経費に対する繰入れのため、より経費回収率を明確化するために、汚水処理原価から分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率を示す指数。</p>
減価償却費	<p>有形・無形の固定資産のうち、土地を除く資産は、時間を経て使用を続けることにより、経済的な価値が下がり、ついには価値がなくなる。これを減価と呼ぶ。こうした価値の低下を事前に考え、その額を会計期間ごとに見積もって費用として把握するのが減価償却費。さらにその額を貸借対照表の固定資産価額から控除する手続きが減価償却である。現金を伴わない支出。</p>
建設改良費	<p>公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費。</p>
さ行	
施設利用率	<p>施設の処理能力に対して、実際にどれくらい稼働しているのを見る指標。 (算式) 晴天時一日平均処理水量÷晴天時1日平均処理能力</p>
指定管理者制度	<p>地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指す。</p>
資本的収支	<p>企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。</p>
収益的収支	<p>一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。</p>
受益者負担の原則	<p>サービスにより利益を受ける特定の方に、受益に応じて使用料や手数料などを負担していただくこと。</p>
人口普及率	<p>行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。</p>
水洗化率	<p>下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の率。 (算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口</p>

た行	
地方公営企業	<p>地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものであるが、その他にも、電気（卸売）・ガス事業や土地造成事業を行うなど、その事業種別は多種多様である。</p>
長期前受金戻入	<p>固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。</p>
独立採算制	<p>地方公営企業は地方公営企業法という法律によって、独立採算制を基本とした事業運営を行っている。</p> <p>独立採算制とは、下水道使用料などサービスの提供による収入により、設備投資や経営に必要な費用を賄うことをいう。ただし、設備投資には多額の資金が必要なため、企業債（国などからの借入金）などを活用して、長期的な事業の健全な運営に努めている。</p> <p>公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。</p>
は行	
P F I	<p>公共施設の整備に民間の資金や技術力、経営能力を活用する手法。英国で開発された手法で、建設だけでなく、設計、資金調達から管理運営まで包括的に民間が主導し、行政はこれらの民間サービスを購入する。</p>
P P P	<p>公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。</p> <p>PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。</p>
分流式下水道等に要する経費	<p>分流式下水道は、雨水と汚水の処理を分けて行うことから、公共用水域の水質保全への効果が高い反面、建設改良費が割高となる。</p> <p>汚水に係る資本費は「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき本来は使用料によって回収すべきであるが、分流式下水道の公的便益及び資本格差に鑑みて、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費について繰り出しの対象とするもの。</p>

や行	
有形固定資産減価償却率	<p>企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いがわかる。</p> <p>(算式) 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価</p>
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
利益剰余金	当該事業年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当該事業年度の純利益又は純損失の金額を加減した額。
流動資産	主として当座資産である。当座資産は、現金、預金、未収金及び有価証券のように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであって、短期負債の償還に充てることができるもの。
流動比率	<p>流動資産を流動負債で除したもの。企業の短期的な支払い能力を簡易的に判断する指標。</p> <p>(算式) 流動資産 ÷ 流動負債</p>
流動負債	負債のうち1年以内に償還しなければならない短期の債務。企業債、未払金、引当金等。
累積欠損金	営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんできなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、より一層の収益性の向上を図ることが求められる。
累積欠損金比率	<p>事業の規模に比して、累積欠損金がどれくらいあるのかを示す指標。</p> <p>(算式) 累積欠損金 ÷ 事業の規模</p>